

○松山市債権管理条例施行規則

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

規則第 2 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山市債権管理条例（平成 3 1 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(債権管理対策会議)

第 3 条 市の債権の管理に関し必要な事項を検討するため、松山市債権管理対策会議を置く。

2 松山市債権管理対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(台帳の整備)

第 4 条 条例第 5 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 債権の名称

(2) 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(3) 債務者の財産に関する事項

(4) 債権の額

(5) 債権の発生原因及び発生年月日

(6) 履行期限その他履行方法に関する事項

(7) 債権の徴収に係る履歴

(8) 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項

(9) その他市長等が必要と認める事項

2 市の債権の管理上必要がないと市長等が認める場合においては、前項各号に掲げる事項のうち、その一部の記載を省略することができる。

(督促)

第 5 条 条例第 7 条の規定による督促は、督促状（第 1 号様式）により履行期限後 3 0 日以内に行うものとする。

2 法令又は他の条例若しくは規則等に特別の定めがある場合を除き、前項の督促におい

て指定する期限は、当該督促を発した日から起算して15日を経過した日（期限の末日が休日等に当たるときは、当該休日等の直後の休日等でない日）以内とする。

（延滞金の減免）

第6条 条例第8条第3項のやむを得ない事由があると認めたときは、次に掲げる事由により当該債務を履行することが困難であると認めたときとする。

- (1) 債務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- (2) 債務者又はその者と生計を一にする親族が死亡し、負傷し、又は疾病にかかったこと。
- (3) 債務者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したこと。
- (4) 債務者がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けたこと。
- (6) その他市長等が必要と認める事由

2 条例第8条第3項の延滞金額の全部又は一部の免除の申請は、延滞金減免申請書（第2号様式）によるものとする。

3 市長等は、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その旨を債務者に通知するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、市長等は、債務者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、延滞金額の全部又は一部を免除する必要があると認めたときは、職権により当該免除の決定をすることができる。この場合において、市長等は、その旨を債務者に通知するものとする。

（徴収職員の設置）

第7条 条例第9条に規定する滞納処分に関する事務を行うため、徴収職員（国税又は市税の滞納処分の例により処分する業務に従事する職員をいう。以下同じ。）を置く。

2 徴収職員は、その職務を行う場合は、松山市債権徴収職員証（第3号様式）又は他の規則に規定されている滞納処分に従事するための身分証を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 強制徴収公債権の滞納処分に従事するための身分証の交付について他の規則に規定されているときは、松山市債権徴収職員証の交付をもって当該身分証の交付があったものとみなすことができる。

(保証人に対する履行請求手続)

第8条 条例第10条第1号の規定による保証人に対する履行の請求は、保証債務履行請求書(第4号様式)を保証人に送付することにより行うものとする。

(履行期限の繰上り手続)

第9条 条例第12条の規定による履行期限の繰上げは、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- (3) 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
- (4) 相続について限定承認があったとき。
- (5) 財産分離の請求があったとき。
- (6) 相続財産法人が成立したとき。
- (7) 会社の解散に伴い条件付債権等の弁済があるとき。
- (8) その他法令等の規定又は契約により期限の利益を喪失したとき。

2 条例第12条の通知は、履行期限繰上り通知書(第5号様式)を債務者に送付することにより行うものとする。

(債権の申出の手続)

第10条 条例第13条第1項の配当の要求その他債権の申出は、次に掲げる事由が生じたことを知った場合において行うものとする。この場合、直ちに、そのための措置に関し必要な事項を明らかにした書類を当該事務を所管する執行官又は執行裁判所に送付しなければならない。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の財産について競売の開始があったこと。
- (4) 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- (6) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
- (7) 債務者である法人が解散したこと。
- (8) 会社更生手続開始又は民事更生手続開始の決定があったこと。
- (9) 第4号から前号までに定めるもののほか、債務者の総財産について清算が開始され

たこと。

（債権の保全手続）

第 1 1 条 市長等は、その所管に属する債権について、担保提供書（第 6 号様式）により担保が提供されたときは、遅滞なく担保権の設定について登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるための措置をとらなければならない。

2 市長等は、前項の規定により提供された担保が、当該債権を担保するに十分であると認められないとき又は担保の価値が減少したときは、増担保の提供又は保証人の変更を求めなければならない。

3 市長等は、債務者の財産の隠匿等により財産状況が不良となるおそれがあるとき又は債務者が頻繁に居所を変え、若しくは逃亡するおそれがあるときは、仮差押え又は仮処分の手続をとらなければならない。

（徴収停止の手続）

第 1 2 条 市長等は、条例第 1 4 条に規定する徴収停止の措置をとるときは、徴収停止決議書（第 7 号様式）によるものとする。

2 市長等は、前項の措置をとった場合において、事情の変更等によりその措置が不適当となったときは、徴収停止取消決議書（第 8 号様式）により、その措置を取り消さなければならない。

（履行延期の特約等の手続）

第 1 3 条 条例第 1 5 条第 1 項の履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）の申請は、履行延期申請書（第 9 号様式）によるものとする。

2 市長等は、履行延期の特約等を決定したときは、履行延期承認（不承認）決定通知書（第 1 0 号様式）を債務者に送付しなければならない。

3 履行延期の特約等を解除し、又は取り消すときは、その旨を債務者に通知するものとする。

（履行期限を延長する期間）

第 1 4 条 市長等は、履行延期の特約等をするとき、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をするとき、当該履行延期の特約等をするとき）から 5 年以内において、その延期に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

（履行期限の特約等に係る措置）

第15条 市長等は、その他の債権について履行延期の特約等をしようとするときは、担保を提供させるものとする。ただし、次に掲げるときは、この限りではない。

- (1) 債権の額が10万円未満であるとき。
- (2) 履行延期の特約等をするその他の債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものであるとき。
- (3) 債務者から担保を提供させることが国、普通地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。
- (4) 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいないとき。
- (5) 十分な担保が提供されているとき。

2 市長等は、履行延期の特約等をする場合において、その他の債権の確保を図るため、特に必要があると認めるときは、当該その他の債権について債務名義を取得するための必要な措置をとらなければならない。

(履行延期の特約等に付する条件)

第16条 市長等は、その他の債権について履行延期の特約等をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 当該その他の債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- (2) 次に掲げるときは、当該その他の債権の全部又は一部について、履行延期の特約等を解除し、又は取り消し、履行期限を繰り上げることができること。
 - ア 債務者が市の不利益にその財産を隠し、毀損し、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
 - イ 当該その他の債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
 - ウ 第10条各号のいずれかに掲げる事由が生じたとき。
 - エ 債務者が前号の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。
 - オ アからエまで掲げるもののほか、債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不相当と認められるとき。

(免除の手續)

第 17 条 条例第 16 条の規定による免除の申請は、債務免除申請書（第 11 号様式）によるものとする。

2 市長等は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、債務免除決定通知書（第 12 号様式）を債務者に送付するものとする。

(事前協議等)

第 18 条 所管課長（市の債権が発生した事務又は事業を所管する課長（松山市財務会計規則（昭和 39 年規則第 11 号）第 3 条第 1 項に規定する課長をいう。）をいう。以下同じ。）その他これに類する職にある者は、条例第 10 条の規定による強制執行等又は条例第 17 条の規定によるその他の債権の放棄を行う必要があると認めるときは、その旨を理財部税務担当副部長（松山市事務分掌規則（平成 12 年規則第 8 号）第 3 条第 3 項の理財部税務担当副部長をいう。以下同じ。）に申し出るものとする。

2 理財部税務担当副部長は、前項の規定による申出があったときその他強制執行等又は債権の放棄を行う必要があると認めるときは、あらかじめ関係する所管課長その他これに類する職にある者と協議するものとする。

(債権放棄の報告)

第 19 条 条例第 17 条第 2 項の規定による議会への報告事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 放棄年月日
- (2) 放棄した債権の名称
- (3) 放棄した債権の発生年度、件数及び金額
- (4) 放棄した理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

(債権現在額の通知)

第 20 条 所管課長は、その所管に属する債権の毎年度末における債権現在高調書（第 13 号様式）により翌年度の 4 月 20 日までに会計管理者に通知しなければならない。

2 所管課長が前項の通知書を作成する場合は、債権を会計別及び種類別に前年度以前において発生した債権の金額と当該年度において発生した債権の金額とを区分し、それぞれの金額を履行期限が到来した額と履行期限が到来しない額とに細分してその内訳を明らかにしなければならない。

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 41 号）抄

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 12 月 27 日規則第 64 号）

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 59 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年 3 月 28 日規則第 33 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。